

(参考資料2)

介護給付費単位数表告示の中で別告示になっている厚生大臣が定める施設基準の概要

<居宅サービス>

1 通所介護

別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

【基準案】

- ① 単独型通所介護費の基準
 - イ 社会福祉施設、介護保険施設、特定施設又は医療機関に併設されない事業所で行われること。
 - ロ 居宅サービス基準第93条に規定する人員配置によって行われること。
- ② 併設型通所介護費の基準
 - イ 社会福祉施設、介護保険施設、特定施設又は医療機関に併設されている事業所で行われること。
 - ロ 居宅サービス基準第93条に規定する人員配置によって行われること。
- ③ 痴呆専用単独型通所介護費の基準
 - イ 社会福祉施設、介護保険施設、特定施設又は医療機関に併設されない事業所で行われること。
 - ロ 痴呆を有する利用者のみを対象として、かつ1回の利用人員が10人未満の場合で、居宅サービス基準で定める人員配置基準に加えて、介護職員又は看護職員を1人以上配置して行われること
- ④ 痴呆専用併設型通所介護費の基準
 - イ 社会福祉施設、介護保険施設、特定施設又は医療機関に併設されている事業所で行われること。
 - ロ 痴呆を有する利用者のみを対象として、かつ1回の利用人員が10人未満の場合で、居宅サービス基準で定める人員配置基準に加えて、介護職員又は看護職員を1人以上配置している場合

※ 単独型の事業所で、通常指定通所介護と痴呆老人専門指定通所介護を行う場合は、①と③の両方について届出をすることとなり、併設型の事業所で、通常指定通所介護と痴呆老人専門指定通所介護を行う場合は、②と④の両方について届出をすることとなる。

2 通所リハビリテーション

別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、指定リハビリテーションを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

【基準案】

- ① 通所リハビリテーション費（Ⅰ）の基準
居宅サービス基準第111条第1項に該当する指定通所リハビリテーション事業所（※通常の規模の医療機関）であって、同項に規定する人員基準を満たすもの
- ② 通所リハビリテーション費（Ⅱ）の基準
居宅サービス基準第111条第2項に該当する指定通所リハビリテーション事業所（※小規模診療所）であって、同項に規定する人員基準を満たすもの
- ③ 介護老人保健施設における通所リハビリテーション費の基準
居宅サービス基準第111条第3項に該当する指定通所リハビリテーション事業所（※介護老人保健施設）であって、同項に規定する人員基準を満たすもの

3 短期入所生活介護

別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

【基準案】

- ① 単独型短期入所生活介護費の基準
 - イ 単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）の基準
介護・看護職員の配置 3：1 以上
 - ロ 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）の基準
介護・看護職員の配置 3.5：1 以上
 - ハ 単独型短期入所生活介護費（Ⅲ）の基準
介護・看護職員の配置 4.1：1 以上
- ② 併設型短期入所生活介護費の基準
 - イ 併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）の基準

- 介護・看護職員の配置 3 : 1 以上
- 併設型短期入所生活介護費 (II) の基準
介護・看護職員の配置 3. 5 : 1 以上
- ハ 併設型短期入所生活介護費 (III) の基準
介護・看護職員の配置 4. 1 : 1 以上

4 短期入所療養介護

- (1) 別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおいて、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

【基準案】

- ① 老人保健施設短期入所療養介護費の基準
 - イ 老人保健施設短期入所療養介護費 (I) の基準
看護・介護職員の配置が 3 : 1 以上であること
 - 老人保健施設短期入所療養介護費 (II) の基準
看護・介護職員の配置が 3. 6 : 1 以上であること。
- ② 病院療養型病床群短期入所療養介護費の基準
 - イ 病院療養型病床群短期入所療養介護費 (I) の基準
 - (1) 療養型病床群に係る看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 3 : 1 以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護婦であること。
 - 病院療養型病床群短期入所療養介護費 (II) の基準
 - (1) 療養型病床群に係る看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 4 : 1 以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護婦であること。
 - ハ 病院療養型病床群短期入所療養介護費 (III) の基準
 - (1) 療養型病床群に係る看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 5 : 1 以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護婦であること。
 - ニ 病院療養型病床群短期入所療養介護費 (IV) の基準
 - (1) 療養型病床群に係る看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 6 : 1 以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護婦であること。
- ③ 診療所療養型病床群短期入所療養介護費の基準

- イ 診療所療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅰ）の基準
療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
- ロ 診療所療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅱ）の基準
療養型病床群に係る看護・介護職員の配置が3：1以上で、かつ、看護・介護職員のうち少なくとも1人は看護職員であること。
- ④ 痴呆疾患型短期入所療養介護費の基準
 - イ 痴呆疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ロ 痴呆疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ハ 痴呆疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ニ 痴呆疾患型短期入所療養介護費（Ⅳ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が8：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
- ⑤ 介護力強化型短期入所療養介護費の基準
 - イ 介護力強化型短期入所療養介護費（Ⅰ）の基準
 - (1)介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が3：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ロ 介護力強化型短期入所療養介護費（Ⅱ）の基準
 - (1)介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ハ 介護力強化型短期入所療養介護費（Ⅲ）の基準
 - (1)介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ニ 介護力強化型短期入所療養介護費（Ⅳ）の基準

- (1)介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
- (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。

- (2) **別に厚生大臣が定める施設基準**に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい痴呆性老人に対して介護保健施設サービスを行った場合に、1日につき76単位を所定単位数に加算する。

【基準案】

- 1 問題行動の著しい痴呆性老人と他の入所者とを区別して処遇するものであること
- 2 問題行動の著しい痴呆性老人について、他の入所者と区別した処遇を行うために以下の基準に適合する施設及び設備を有していること
 - イ 痴呆専門棟は、独立した別棟の建物あるいは建物を階数等により区分して、対象者の処遇に必要な施設及び設備を設置したものと対象者の標準を40床とすること。
 - ロ 痴呆専門棟に次の施設を有していること。
 - (1) 個室
 - 一般的な病状の変化への対応や、問題行動による他の入所者とのトラブル防止のため定員の1割以上の個室を設けること
 - (2) デイ・ルーム
 - 療養室以外の生活の場として設けるものとし、対象者1人当たり2㎡以上とすること
 - (3) 家族介護教室
 - 老人の自立、家族への復帰を目指す家族に対する介護知識、技術の付与のために必要な施設を整えるものとし、30㎡以上の広さを有すること

- (3) **別に厚生大臣が定める施設基準**に適合する指定短期入所事業所にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減じる。

【基準案】

- ① 病院療養型病床群療養環境減算の基準
 - イ 病院療養型病床群療養環境減算(Ⅰ)の基準
 - 転換型療養型病床群の廊下幅に係る経過措置の適用を受けていること(ロ又はハに該当する場合を除く)
 - ロ 病院療養型病床群療養環境減算(Ⅱ)の基準
 - 次のいずれかに該当すること(ハに該当する場合を除く)

- ・ 転換型療養型病床群の一病室の定員に係る経過措置を受けていること（＝4床を超えていること）
- ・ 転換型療養型病床群の一人当たり病床面積に係る経過措置を受けていること（＝6㎡以上6.4㎡未満であること）
- ・ 転換型療養型病床群の機能訓練室に係る経過措置を受けていること（＝40㎡以下であること）
- ハ 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）の基準
 転換型療養型病床群の食堂又は浴室に係る経過措置を受けていること（＝食堂又は浴室がないこと）
- ② 診療所療養型病床群療養環境減算の基準
 - イ 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）の基準
 次のいずれかに該当すること（□に該当する場合を除く）
 - ・ 転換型療養型病床群の一病室の定員に係る経過措置を受けていること（＝4床を超えていること）
 - ・ 転換型療養型病床群の一人当たり病床面積に係る経過措置を受けていること（＝6㎡以上6.4㎡未満であること）
 - 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）の基準
 転換型療養型病床群の食堂又は浴室に係る経過措置を受けていること（＝食堂又は浴室がないこと）

<施設サービス>

1 介護福祉施設サービス

別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人福祉施設において、介護福祉施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

【基準案】

- ① 介護福祉施設サービス費の基準
 - イ 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の基準
 入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
 - 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の基準
 入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
 - ハ 介護福祉施設サービス費（Ⅲ）の基準
 入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上
- ② 小規模介護福祉施設サービス費の基準

- イ 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
- ロ 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
- ハ 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅲ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上
- ③ 旧措置介護福祉施設サービス費の基準
 - イ 旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の基準
入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
 - ロ 旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の基準
入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
 - ハ 旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅲ）の基準
入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上
- ④ 小規模旧措置介護福祉施設サービス費の基準
 - イ 小規模旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
 - ロ 小規模旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
 - ハ 小規模旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅲ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上

2 介護保健施設サービス

- (1) **別に厚生大臣が定める施設基準**に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、介護保健施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定

する。

【基準案】

介護保健施設サービス費の基準

イ 介護保健施設サービス費（Ⅰ）の基準

看護・介護職員の配置が3：1以上であること

ロ 介護保健施設サービス費（Ⅱ）の基準

看護・介護職員の配置が3.6：1以上であること。

- (2) **別に厚生大臣が定める施設基準**に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい痴呆性老人に対して介護保健施設サービスを行った場合に、1日につき76単位を所定単位数に加算する。

【基準案】

1 問題行動の著しい痴呆性老人と他の入所者とを区別して処遇するものであること

2 問題行動の著しい痴呆性老人について、他の入所者と区別した処遇を行うために以下の基準に適合する施設及び設備を有していること

イ 痴呆専門棟は、独立した別棟の建物あるいは建物を階数等により区分して、対象者の処遇に必要な施設及び設備を設置したものとし対象者の標準を40床とすること。

ロ 痴呆専門棟に次の施設を有していること。

(1) 個室

一般的な病状の変化への対応や、問題行動による他の入所者とのトラブル防止のため定員の1割以上の個室を設けること

(2) デイ・ルーム

療養室以外の生活の場として設けるものとし、対象者1人当たり2㎡以上とすること

(3) 家族介護教室

老人の自立、家族への復帰を目指す家族に対する介護知識、技術の付与のために必要な施設を整えるものとし、30㎡以上の広さを有すること
等

3 介護療養施設サービス

- (1) **別に厚生大臣が定める施設基準**に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護療養型医療施設において、介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要

介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

【基準案】

- ① 療養型介護療養施設サービス費の基準
 - イ 療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が3：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ロ 療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ハ 療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ニ 療養型介護療養施設サービス費（Ⅳ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
- ② 診療所介護療養施設サービス費の基準
 - イ 診療所介護療養施設サービス費（Ⅰ）の基準
療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
 - ロ 診療所型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の基準
療養型病床群に係る看護・介護職員の配置が3：1以上で、かつ、看護・介護職員のうち少なくとも1人は看護職員であること。
- ③ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費の基準
 - イ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ロ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ハ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（Ⅲ）の基準

- (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
- (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
- ニ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（Ⅳ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が8：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
- ④ 介護力強化型介護療養施設サービス費の基準
 - イ 介護力強化型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の基準
 - (1)介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が3：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ロ 介護力強化型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の基準
 - (1)介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ハ 介護力強化型介護療養施設サービス費（Ⅲ）の基準
 - (1)介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ニ 介護力強化型介護療養施設サービス費（Ⅳ）の基準
 - (1)介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。

- (2) **別に厚生大臣が定める施設基準**に適合する指定介護療養型医療施設にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減じる。

【基準案】

- ① 病院療養型病床群療養環境減算の基準
 - イ 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）の基準
 - ・ 転換型療養型病床群の廊下幅に係る経過措置の適用を受けていること（ロ又はハに該当する場合を除く）
 - ロ 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）の基準
 - ・ 次のいずれかに該当すること（ハに該当する場合を除く）
 - ・ 転換型療養型病床群の一病室の定員に係る経過措置を受けている

こと（＝4床を超えていること）

- ・ 転換型療養型病床群の一人当たり病床面積に係る経過措置を受けていること（＝6㎡以上6.4㎡未満であること）
- ・ 転換型療養型病床群の機能訓練室に係る経過措置を受けていること（＝40㎡以下であること）

ハ 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）の基準

転換型療養型病床群の食堂又は浴室に係る経過措置を受けていること（＝食堂又は浴室がないこと）

② 診療所療養型病床群療養環境減算の基準

イ 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）の基準

次のいずれかに該当すること（□に該当する場合を除く）

- ・ 転換型療養型病床群の一病室の定員に係る経過措置を受けていること（＝4床を超えていること）
- ・ 転換型療養型病床群の一人当たり病床面積に係る経過措置を受けていること（＝6㎡以上6.4㎡未満であること）

□ 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）の基準

転換型療養型病床群の食堂又は浴室に係る経過措置を受けていること（＝食堂又は浴室がないこと）